訪問看護師・訪問介護員等に対するハラスメント対策研修動画制作業務
プロポーザル募集要項

１　プロポーザル実施の目的

兵庫県では、訪問看護師・訪問介護員等の安全確保・離職防止を図るため、利用者やその家族等からのハラスメントから身を守るために２人以上での訪問が必要なケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の２人訪問加算が適用できない場合等に、加算相当額等の一部を補助している。

２人以上での訪問を行うための人材確保が困難な事業所においては、ケア・アシスタント等（介護に関する一定の資格がない職員）が同行することも想定されるが、介護現場での経験が浅い職員を、ハラスメントを行うおそれのある利用者の自宅へ同行させる場合には、職員がハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得ることができるよう、体制を整える必要がある。

このため、ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得るための研修動画を制作することにより、２人以上での訪問を行うための人材確保に繋げ、訪問看護師・訪問介護員等の安全確保・離職防止を図るため、委託事業者選定に係るプロポーザル審査（以下「プロポーザル」という。）を行う。

２　対象事業

訪問看護師・訪問介護員等に対するハラスメント対策研修動画制作業務

３　契約期間

プロポーザル実施後に選定される委託事業者との委託契約締結日から令和９年３月 31 日まで

４　業務内容

訪問看護師・訪問介護員等に対するハラスメント対策研修動画制作業務の実施。詳細は別添「訪問看護師・訪問介護員等に対するハラスメント対策研修動画制作業務プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

５　委託料

金 500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする

６　応募資格

次の条件を全て満たす、事業を遂行する能力を有する者であること。

（１）法人その他の団体（個人を除く）であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

（２）「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）」に基づく更生手続開始の申立て及び「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）」に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（３）本件公募開始日からプロポーザル提案書の提出までの間に、県の指名競争入札における指名停止を受けていないこと。

（４）過去３年間いずれの年度においても法人税や法人県民税・事業税の未納がないこと。
（５）「暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）」に規定する、次に掲げる者に該当しないこと。
① 条例第２条第１号で規定する暴力団
② 条例第２条第３号で規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
③ 条例第７条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
④ 次のいずれかに該当する者
ア　法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
イ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
ウ　暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
エ　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
オ　暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
（６）（５）に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者ではないこと。
（７）宗教又は政治活動を主たる目的とする法人ではないこと。
（８）当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。

７　応募図書（提出書類）

以下（１）～（５）の書類を各１部（原則Ａ４版・片面印刷とする。）提出すること。
（６）及び（７）については、各６部及びＰＤＦにて提出すること。
（１）応募申請書（様式第１号）
（２）提案者概要兼企画提案書（様式第２号）
（３）経費積算見積書（任意様式）
（４）納税証明書
（ア）税務署で発行する「消費税又は地方消費税に滞納のない証明」
納税証明書「その３の３」
（イ）県税事務所で発行する「全ての県税に滞納のない証明」
納税証明書（３）
※兵庫県内に事業所がない場合は、誓約書（様式第３号）
（５）誓約書（様式第４号）
（６）その他提案の補足資料等（任意様式）
（７）会社概要等提案者の概要を説明する書類（任意様式）

８　企画提案書の作成

（１）企画提案書に記載する内容について
①仕様書で示す企画提案内容
②業務実施の組織体制

（２）企画提案書の作成方法

①表紙の次のページは目次とし、企画提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連でつけること。

②文章を補完するための、写真、イラストなども活用すること。

③文字サイズは図表中の文字を除き、12 ポイント以上とすること。

④提出書類は全て日本語で記載すること。

⑤その他、審査の必要上、後日、追加資料の提出を求めることがある。

9　提出書類の取扱い

（１） 提出書類は、本事業選定のためのみに使用し、それ以外の目的には使用しない。

（２） 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

（３） 提出書類の作成及び提出に関する費用は、全て応募者の負担とする。

（４） 提出書類は返却しない。

（５） 提出書類は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

10　応募手続

（１）提出方法及び提出先

下記提出先に郵送もしくは持参して提出すること。

受付時間は、令和８年 11 月 13 日（金）から令和 8 年 12 月２日（水）までの間（土日祝日を除く。）の各日午前９時から午後５時 30 分まで。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和８年 12 月２日（水）午後５時までに到着するように提出すること。

提出先：〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目 10 番１号

兵庫県福祉部高齢政策課　介護基盤整備班　宛て

（２）提出期限

令和８年 12 月２日（水）午後５時必着

11　公募要領の内容に関する質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式第５号）により提出すること。

（１）提出期限

令和８年 11 月 19 日（木）午後３時必着

（２）提出方法

電子メールにて、「質問書」（様式第５号）により高齢政策課介護基盤整備班に提出

E-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

（３）留意事項

件名に「訪問看護師・訪問介護員等に対するハラスメント対策研修動画制作業務プロポーザルに関する質問」と記載すること。

電話による質問の受付は行わない。

（４）質問に対する回答

令和８年 11 月 27 日(金)までに、応募者全員に対して回答の内容を連絡する。なお、確認に時間を要する質問については、期限までの回答ができない旨を連絡する。なお、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

12　事業者の選定

（１）提案の審査

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を実施する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

（２）審査基準

①企画等の構成、アイデア等は優れた内容となっているか

②業務を実施するに当たってのノウハウ、実績を有しているか

③業務の実施体制は妥当なものとなっているか

④経費の積算が具体的かつ効率的な内容となっているか

⑤仕様書の趣旨を十分に理解し、要求事項が漏れなく網羅されているか

(３) 審査結果の通知等

審査結果は、応募者全てに対して文書で通知する。

（４）選定後の取り扱い

選定された事業者は、「訪問看護師・訪問介護員等に対するハラスメント対策研修動画制作業務」の契約予定者となる。

13　選定後の手続き

（１）契約予定者は、選定結果通知後、直ちに委託契約締結に向けて県と協議を行うこととする。

（２）契約内容は仕様書に沿った提案書に基づいて決定する。なお、当該仕様書については変更することがある。

（３）県は、契約予定者と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と契約予定者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

（４）契約担当者は、契約締結後において、契約予定者が提案事項について、失格事項または虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。

（５）契約予定者は、選定後に「６　応募資格（２）（３)」の事由に該当したときは、速やかに契約担当者に申し出なければならない。

（６）契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該契約予定者の選定を取り消し、次点の者を選定する。

（７）契約予定者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該契約の全部又は一部を

解除し、契約料の支払いを停止し、又は契約予定者に対して支払った契約料の全部又は一部の返還を求めることがある。

（８）契約予定者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）をこの契約が終了する日の属する県の会計年度を含む６会計年度の間保存すること。

（９）契約予定者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。

(10) 契約予定者は、当該契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。

14　プロポーザル等実施スケジュール

内容	期日
募集開始	令和８年 11 月 13 日(金)
質問締切	令和８年 11 月 19 日(木)　午後３時
質問に対する回答	令和８年 11 月 27 日(金)
申込締切り	令和８年 12 月２日(水)　午後５時
審査結果通知	令和８年 12 月 14 日(月)～16 日(水)（予定）
契約締結	令和８年 12 月中旬
事業実施期間	令和８年 12 月中旬～令和９年３月 31 日
実績報告	令和９年 4 月上旬

15　問合せ先

兵庫県福祉部 高齢政策課 介護基盤整備班　谷口、佐藤
住所：〒650-8567　神戸市中央区下山手通５－10－１
TEL：078-362-9117　　FAX：078-362-9470
E-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp